

佐賀県告示第二百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年八月四日から平成二十一年九月三日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月四日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	区間	幅員 メートル
県道 小城牛津線	小城市牛津町乙柳字下籠三十角八九四番一地从先から 小城市牛津町柿樋瀬字柿十六角九二二番一地从先まで	三〇・六 一〇・〇
	小城市牛津町乙柳字下籠三十角八九四番一地从先から 小城市牛津町柿樋瀬字柿十六角九二二番一地从先まで	三〇・六 一〇・〇
	後	幅員 メートル
	前	延長 メートル
		三〇・六 一〇・〇
		三三六・六